

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年1月21日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 住友 正幸

1 入札に付する事項

(1) 入札（業務）件名

高圧蒸気滅菌装置等改修工事

(2) 業務内容

I 2階滅菌室及び3階中央手術センタークリーンアップ室に設置の高圧蒸気滅菌装置3基並びに洗浄滅菌装置について、それぞれ次の部品を交換すること。なお、その他本件に必要な物品や作業等が必要な場合は事前調査の上あらかじめ入札費用に含めておくものとする。

◆高圧蒸気滅菌装置1号機

- ・ボールバルブ（外筒ドレン回路）：2個
- ・ストッパー（扉フランジ両扉分）：2個

◆高圧蒸気滅菌装置2号機

- ・連成計（操作側内筒圧力計）：1個
- ・圧力スイッチ（扉安全）：1個
- ・ストッパー（扉フランジ両扉分）：2個

◆高圧蒸気滅菌装置3号機

- ・圧力計（元蒸気回路）：1個
- ・エアー操作弁（給気回路）：1個
- ・ストッパー（扉フランジ両扉分）：2個

◆洗浄滅菌装置

- ・コンプレッサー：1個
- ・モーターバルブ（扉シール）：1個
- ・逆止弁（扉シール）：1個
- ・エアーパッキレス弁（給水回路）：1個

II 作業は1基ごとに実施するものとし、1基の交換が完了する度に直ちに稼働させ、異常及びその他不具合が無いことを確認すること。なお、異常及びその他不具合がある場合は直ちに発注者へ報告し改善すること。

III 本件は労働安全衛生法等に定められる性能検査後の改修であり、作業を行う上で同法に基づく整備を実施した【日新器械株式会社】との責任分界点が不明瞭である場合は、必ず発注者に確認を取りながら業務を進めること。なお、上記確認不足によって本件改修工事に関連する又は発注者に関連すると判断する損害等があった場合は、すべて受注者の責任及び負担にて改善対応等を取るものとする。

IV 本件において受注者の帰責事由により生じた事故等については、受注者の責任及び費用等負担により対応すること。

V 現場建物等に損傷等を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は受注者の責任及び費用負担により補修又は復旧を行うこと。なお、上記損傷により波及した損害についても同様とする。

VI 履行場所において他の工事を施工中又は施工予定である場合は、必要に応じ各工事の施工業者と調整しながら本件業務を行う必要がある。

VII 本件完了後1年間は瑕疵担保期間とし、取り扱った新品部品及び工事内容等に瑕疵が認められた場合、無償で改善対応を取るものとする。また、上記瑕疵が原因によりその他の設備機器等に不具合が発生したと明らかであるときは、当該設備機器等も受注者の責任により無償で改善対応を取るものとする。

(3) 契約期間

令和8年3月31日までとする。

(4) 履行場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

(5) 入札方法

一般競争入札

2 入札及び開札執行の日時と場所

(1) 日時

令和8年1月29日（木曜日）午前10時30分

(2) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院3階会議室

3 落札者の決定方法

地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内であり、仕様書等で指定する品質、機能等の基準を全て満たしている提案をした入札者のうち、最低の価格を提示した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、その者を除き当該契約に係る入札を再入札とすることがある。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

実施規程第36条第1項に規定するとおりとする。ただし、実施規程第39条第1項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 実施規程第7条第1項に規定する徳島県の入札参加資格者名簿に登載されている者、又は同条第2項の規定によって新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。
- (2) 実施規程第8条の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札しようとする調達機器等の仕様及び工事業務等に必要な資格等を証明する書類(詳細は仕様書等による。)を5の(5)に示すとおりに提出ができる者であること。
- (4) 本件入札に参加しようとする者は、5の(1)及び(3)に該当する資格を証明する書類を提出し審査の結果「適合」と認められた者であること。
- (5) 5の(4)に関する確認資料の受領期限、提出場所及び方法

I 受領期限

令和8年1月27日(火曜日)午後4時必着

II 提出先

9の(4)のIに示す場所

III 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。)

6 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - I 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
 - II 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - III 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - IV 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - V 入札書に記名押印がないとき。
 - VI 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - VII 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - VIII その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

7 入札又は開札の中止による損害に関する事項

いかなる場合においても、入札参加者もしくはその他の代理人が本件に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人又は落札者となった者が負担する。

8 落札の無効

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。
- (2) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

9 その他の事項

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額(消費税法及び地方税法に

則った消費税等は含まない。)として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨を、契約書に明記する。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 仕様書及び入札説明書の交付

I 交付場所

郵便番号：772－8503

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

II 交付期間

令和8年1月21日（水曜日）から令和8年1月27日（火曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

(5) 入札に係る質疑

I 質疑の問い合わせ先

所在地：徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

所属名：地方独立行政法人徳島県鳴門病院施設整備企画課

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

様式は法人の準備したもの。

II 受付期間

令和8年1月21日（水曜日）から令和8年1月27日（火曜日）の土日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒772－8503 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

担 当：地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局施設整備企画課
（入札担当：中野、大谷）

T E L：088－683－0011（内線番号 1385）

F A X：088－683－1860

E-mail：shisetsu@naruto-hsp.jp

以上